

『本朝麗藻』全注釈(三)

今 浜 通 隆

〈承前〉

〔評説〕七言律詩。韻字は、深・心・音・金・沈（「広韻」の下平声・二十一侵）。

本詩（上の10）は、すでに述べたように、作者・大江通直の現存する唯一の七律（完全な作品）である。寛弘三年（一〇〇六）三月二十四日に、左大臣道長邸で開催された作文会に出席して作成されたものへ「権記」同日条。当時の作者の年齢は五十四歳前後に達していたらしいが、その官位は未詳である。

当日の作文会に出席したことが資料的に確認できるのは、主催者の左大臣正二位の道長（四十一歳）のほかには、「権記」の著者である参議正三位の行成（三十五歳）なお、「行成詩稿」中に、彼の当日の作品と思われる同題詩の一聯が見える。）と、「本朝麗藻」〈巻上〉に同題の作品を残す権中納言従二位の齊信（四十歳）・中納言従二位の公任（四十一歳）・通直の三人と、それに、「江吏部集」〈巻下〉に同題詩を残す東官学士正四位下の匡衡（五十五歳）との、都合五人だけである。道長以下の「公卿」にまじって、通直

と匡衡との大江家出身の儒者・文人の二人の参加が確認でき、そして、その両者がともに作品を残していることに、今注目してみたい。

同門であり、同世代であり、しかも、ほぼ同年齢であったと目される通直（五十四歳前後）と匡衡（五十五歳）との、当日のその作品を見比べてみると、両者の詠じ方（詩の内容）に大きな差異があることに気付く。とくに、尾聯のその差異が顕著であるように思う。前者が、「吾ニ未ダ陽和ノ徳有ラザルガ為ニ、鬢雪ハ甚ダ寒エテ陸沈ニ任フ。」（為吾未^ニ有^ニ陽和徳、鬢雪甚寒任^ニ陸沈^一。）と詠じているのに対して、後者は、「士林ハ今日^ニ歡樂多ク、栄花ヲ攀キ^ヒ翫^ヒビテ風琴ヲ聴ク。」（士林今日多^ニ歡樂、攀^ニ翫^ニ栄花^一聴^ヒ風琴^一。）と詠じているのである。

前者のそれには、当時の作者が置かれていた不遇な身分に対する強い訴えと、「心あたたまるお上のおぼし召し」を期待する気持とがはつきりと見てとれる。春の季節がもはや終わろうとしているのに（当日は三月二十四日）、自分一人には、いまだ春はやつてこない。相変らず冬の状態が続いており、その寒さに震えている、と詠

じているのである。勿論、この「陽和徳」には、「あたたい春の氣」の意味のほかに、「春の氣のような心あたたまるお上のおぼし召し」の意味が掛けられているに違ひなく、それ故に、この尾聯には、当時の作者の不遇な身分に対する訴えと、「心あたたまるお上のおぼし召し」を期待する氣持とが詠じられている、と認めないわけにはいかないのである。

それに対して、後者のそれには、前者のそのような悲觀的な側面は少しも見られず、あるのは、ただただ樂觀的な側面だけなのである。後者の作者は、現状に対してまったく満足しきっているのである。儒者・文人である自分は今日このような席に参加を許されて歡樂を十分に尽くし、念願の榮花の人々との交わりを果たし、今、春のそよ風に乗って聞こえてくる美しい琴の音に耳を傾けている、と詠じているのである。ここには、作者の、より以上のものを期待する訴えは見られない。あるのは、現在の「心あたたまるお上のおぼし召し」に対する感謝の念だけなのである。作者は、現状に大満足なのであった。

同門であり、同世代であり、しかも、ほぼ同年齡であつたと目される通直と匡衡との、当日のそれぞれの作品の詠じ方がこのように大きく異なっていることに注目しないわけにはいかないだろう。言うまでもなく、このような両者の詩の内容における差異、悲觀的と樂觀的・現状否定的と現状肯定的・不満と感謝といったその差異は、当時の両者が置かれていたそれぞれの社会的・身分的状况を直接に反映していると見て間違いない。すなわち、当時の通直が「不遇」な状態にあつたのに対して、匡衡は、逆に「厚遇」を受けてい

たということなのである。

寛弘三年三月二十四日当時の通直が「不遇」な状態に置かれていたことについては、すでに言及した。五十四歳前後の年齡に至つていた彼の当時の官位は未詳であるが、過去九年前の長徳三年には四十五歳前後でようやく「少内記」に補せられていた彼なのであつた。また、「從四位下」で「文章博士」に就任するのには、今後さらに四年の歳月を費やす必要のある彼なのである。当時の彼が「不遇」な状態に置かれていたことは間違いない。少なくとも、この後に述べる当時の匡衡の「厚遇」ぶりに比較すれば、そのことは容易に納得されるはずである。

五十五歳の匡衡は、当時、東宮學士正四位下に至つていた。そして、なによりも、この寛弘三年の春三月というのは、匡衡にとつては、間違ひなく記念すべき喜ばしい時期であつたのである。といふのは、この年の、この三月二十四日の作文会に先だつこと二十日ばかりの、寛弘三年三月四日には左大臣道長の東三条邸において一条天皇主催の花宴が開かれ、その席上で、彼は「心あたたまるお上のおぼし召し」を改めていただいていたからなのである。「江吏部集」〈卷中・人倫部〉に次のような詩題をもつた七律が見える。

○寛弘三年三月四日ニ、聖上ハ左相府ノ東三条第二於イテ花宴ヲ行ハル。余ハ序者ト為リテ兼ネテ詩ヲ講ズ。詩ヲ講ズルノ間ニ、左丞相ハ勅語ヲ伝ヘテ曰ク、式部丞・举周ヲ以テ藏人ニ補ス、テヘリ。風月以來、未ダ嘗テ此ノ例ヲ聞カズ。時人モ之ヲ榮トス。感躍スルニ堪ヘズ、懷ヲ書シテ相府ノ書閣ノ壁上ニ題ス。

今年ハ二度モ心緒ヲ慰メラレ、愚息ノ恩ニ遇フコト之レ至レル

カナ。正月ノ除書ニハ李部ト為リ、暮春ノ花宴ニハ蓬萊ニ上ル。
誠ニ漢主ノ風教ニ明カナリト雖モ、多クハ是レ周公ノ露ヲ重ン
ズレバナリ。桓都ノ侍中トナルモ榮ハ見ザリシニ、江家ノ眉目ハ
時有りテ開ク。

寛弘三年三月四日の東三条邸における花宴については、「御堂関
白記」〈同日条〉などに詳しいが、それらによると、当日の作文会
の詩題は「水ヲ渡リテ落花舞フ」(渡_レ水落花舞)というもので、権
中納言正三位・藤原忠輔(六十三歳)の献上したものであった。同
人により、さらに韻字が「輕」字ということに決められた後、「匡
衡朝臣ヲ召シテ、題ヲ賜ヒ、序ヲ献ズ可キ由ヲ仰セラル。」(古_ニ匡
衡朝臣、賜_レ題、仰_三可_レ獻_二序由_一)。〈「御堂関白記」同日条〉と
あるように、大江匡衡が序者に任じられることになったという。そ
の序文は、「暮春侍_ニ宴左丞相東三条第、同賦_ニ渡_レ水落花舞、応_レ
製。」〈「本朝文粹」卷十一「詩序・木」〉と題するもので、「本朝
麗藻」〈巻上〉や「江吏部集」〈巻下「木部」〉中にも見える。

その匡衡の作った序文のすぐれた出来ばえに対して、確かに、「御
堂関白記」にも、「講文・講書ス。序ノ宜_レシク作り出ダセバ、仍_チ
序者ノ男・挙周ハ藏人ニ補セラレ了_ヌ。」(講文講書。序宜_レ作出、
仍序者男_ニ挙周、被_レ補_二藏人_一了。)とあり、勸語が下つて、彼の
一男の挙周が藏人に補せられるということがあったのである。さきの
「江吏部集」〈巻中・人倫部〉中の七律の題詞にあったように、当
日の匡衡は、題者に任せられただけではなく、講師の大役をも果た
しているのである。彼にしてみれば、それだけでも、十分に儒者・
文人冥利に尽きることであつたはずである。場所は今を時め

「本朝麗藻」全注釈(国)

く左大臣・道長の東三条邸、それも、天皇と中宮との出御を仰ぐと
いう、この上なく晴れがましい舞台設定なのであつた。勿論、左大
臣以下の公卿も列席している。また、当日の作文会のために前もつ
て選ばれた文人・擬文章生たちもうやうやしく控えている(「御堂
関白記」〈同年同月一日条〉によると、四日の花宴に先だつて、当
日召されることになる文人・擬文章生たちの名簿の作成がなされて
いたことがわかる。)

まことに晴れがましい舞台での、当日の匡衡の活躍ぶりであつ
た。彼は、序者に任じられて序文を献上し、講師となつて詩を披講
したのである。当日出席の儒者・文人の代表として、それらの誇ら
しい大役を二つも果たすことになったわけなのであり、それだけで
も、当日の彼がいかに満足すべき心の状態にあつたかを想像するこ
とは容易である。

しかも、その上、匡衡が詩を披講している間に道長が勸語を伝
え、挙周が藏人に補せられたことを耳にすることになる。匡衡の作
成した序文の出来具合が素晴らしかったためであるという。その褒
賞であるという。儒者・文人として、これ以上の喜び、これ以上の
晴れがましさがほかにあるであろうか。父である自分の作成した序
文が高く評価され、その褒美として、わが子が新たな官職を授けら
れることになったのである。

寛弘三年当時の匡衡は、家門を継承すべきわが子の挙周の立身出
世をなによりも心がけていて、例えば、同年正月には自分から式部
権大輔の官職を辞し、その代わりに挙周に式部少丞を授かつている
ほどなのである(「中古歌仙三十六人伝」)。匡衡が、その時の心

情を、後になって（寛弘五年正月十一日にもとの式部権大輔の官職に再び復した時）、一忝かたじけなくクモ祖父（維時）ノ胎孫（いそん・祖父が孫の自分に残した教訓）ノ跡ヲ伝へ、子（挙周）ノ為ニ官ヲ辞スモ本官ニ任ゼラル。天曆ノ余風ハ今ニ此ニ在レバ、少年咲フ莫カレ雪窓ノ寒キヲ。」（忝伝祖父胎孫跡、為子辞官任本官。天曆余風今在此、少年莫咲雪窓寒。）（江吏部集）卷中「再除吏部員外侍郎、懐旧有レ感。」と詠じているように、また、その原注にも、「祖父ノ納言ハ天曆ノ侍読為ルノ時ニ、帯ブル所ノ式部大輔ヲ辞シテ、男ノ藏人・齊光ヲ以テ式部丞ニ任ズ。齊光ノ榮爵ニ叙セラルルノ後ニ、納言ハ式部大輔ニ還任ス。江家ニ再ビ此ノ例有レバ、故ニ云フ。」（祖父納言為天曆侍読之時、辞所帶式部大輔、以男藏人齊光任式部丞。齊光叙榮爵之後、納言還任式部大輔。江家再有此例、故云。）とあるように、それは、あくまでもわが子の立身出世を願うためだったのであり、わが家門の繁栄と継承とを願うためにほかならなかつたのである。祖父の維時が家門の繁栄と継承とを願つたように、当時の匡衡もそれらのことをひとえに願ひ、子の挙周にひたすら期待をかけていたのである。

その挙周が、今度は藏人に補せられるというのである。それも、当日（三月四日）の匡衡の作成した序文が高く評価されたからだという。その褒美であるという。儒者・文人として、確かに、これ以上の晴れがましきはないであらう。彼が、道長からその勅語を伝え聞いて、すっかり有頂天になってしまったのも十分に納得できる。彼は、「風月以來、未嘗聞此例。時人榮之。不堪感躍。」とまで言っているが、彼にとつては、それほどの感激すべき出

来ごとだったということなのであらう。「文人として、このような榮譽を手にした文人の前例をこれまで聞いたことがない。また、当日の参会者からも、まことにお目出たいことだとしきりに称賛の声があがる。あまりの感激に飛びあがらんばかりである。」と、彼はその喜びの深さを率直に表現しているのである。その深い喜びの原因は、勿論、当日にもたらされたその勅語が、家門の繁栄と継承とを念願する匡衡にとつて、それらの実現を確約するものと考えられたからであつた。

その晴れがましきに感激やむなく書きしるした匡衡の七律のことであるが、その内容については、すでに本詩の「作者」の項で言及した通りである。当日の匡衡の有頂天ぶりを、それによつても十分うかがい知ることができた。とりわけ、自分たち父子の榮達ぶりを後漢の桓榮・桓郁の父子のそれに比較し、それら以上であると言ひ切っていることが注目されたが、それほどまでに、当日の匡衡は大満足を感じていたということなのである。

なお、当時の匡衡のそのような満足感を示すものとして、彼の家集『匡衡集』（私家集大成所収本）中に、「子を藏人にして侍、南殿のさくらを人びとよみしに、この上の、うれしきことよりほかにのみなん、このごろさらにおぼえはべらずとて」という題詞で、「花おらむ心もそらに成りにけりこそ思ふみちにおもひみだれて」という歌も見える。まさしく、当時の匡衡は、「この上ない喜び」にひたっていたのであつた。

さて、以上のような「心あたたまるお上のおぼし召し」をいただき、「この上ない喜び」に匡衡がひたつたのは、寛弘三年三月四日

のことであつたのであるが、それから、いまだ二十日ほどしかたつていないのである、同年三月二十四日の左大臣道長邸での作文会の開催の当日は、さきの花宴の当日からはいまだ二十日ほどしかたつていないというその事實は、今回の、同年同月二十四日の道長邸作文会に出席した匡衡の心情を考える時に、重要な意味を持つてくるだろうと思う。すなわち、前回の花宴の当日に見られた匡衡の「この上ない喜び」の感情は、二十日ほどを経過しているとは言え、その期間の短さの故に、今回の作文会の当日にも引き継がれたに違いないと思えるからである。また、今回の作文会の会場も、前回の花宴の時と同じく左大臣邸（ただし、前回のそれが左大臣の東三条邸であつたのに対して、今回のそれは左大臣邸というだけで、邸名は特定できない。）であつたという事實は、二十四日当日の匡衡の心に、前回の「この上ない喜び」の感情を思いおこさせることをより容易にしたに違いないと思う。

つまり、今回（二十四日）の作文会においても、匡衡は心に、前回（四日）の「この上ない喜び」の感情を強く残し続けていたはずなのである。これに対して、もう一方の通直の場合はどうであつたか。確かに、前回の花宴の席に彼が参加することを許されていたかどうかは不明である。出席していたか否かを資料によつて確認することができないからである。ただし、通直が、今回の作文会に出席しているところからして、二十日ほど前の前回のそれにも参加していたであらうことが強く想像されるが、今は、そのことはあまり問題にならないと思う。というのは、勿論、彼が前回の花宴の席に列なっていれば、当日のライバル・匡衡の有頂天ぶりを直接に目にす

ることになつたわけであらうが、もしも、当日、不参加ということになつていたとしても、必ずや、そのうわさを彼は耳にしたはずだからである。参加・不参加にかかりなく、当日の晴れ舞台におけるライバル・匡衡の活躍ぶりを通直は見聞したに相違ないからである。そして、今回、その匡衡と席を同じくすることによつて、通直は、匡衡が前回の「この上ない喜び」の感情を強く思いおこしていたはずの時に、自分もおのずから、複雑な気持でその時の見聞を強く思いおこさずにはいられなかつたに相違ないからである。

なにしろ、たかだか二十日ほど前のことなのである、「この上ない喜び」のためにすっかり有頂天になつて、ライバルの匡衡が、「江家眉目有時間」と詠じたのは、すでに述べたように、その中に見える「江家」という言葉は、あくまでも「維時流」に限つた大江家を指示するそれなのであり、「朝綱流」をも含んだ広範囲の大江家を指示するそれではないのである。すなわち、前回、匡衡が高らかに詠じたその一句は、大江家における「維時流」の完全勝利の宣言なのであつた。少なくとも、「朝綱流」の通直には、そのように見聞されたことだろうと思う。

「大江家の繁栄とその継承とが、今確約されたのだ。」と、前回の匡衡は有頂天になつて詠じたが、少なくとも、「朝綱流」の通直にとつては、匡衡の言う「大江家」とは「維時流」のごとでしかないのだ、と実感させられることになつたに違いない。それにしても、通直は、その匡衡の一句をどのような気持で見聞したのであろうか。大江家の一員として、匡衡の「この上ない喜び」をわが身のこゝととして喜んだであらうか。いや、「朝綱流」を自負していたはず

の通直なのである。決してそんなことはなかったであろう。むしろ、逆に、大江家における主流派争いに完全に敗北したことを思い知らされ、みずからの「不遇」をより一層嘆き悲しむことになったはずである。匡衡の喜びが高まれば高まるほど、彼のライバルであった通直の敗北感はずますます強くなるを得なかつたように思う。

寛弘三年三月二十四日の、今回の作文会の席上においても、匡衡は、前回(四日)の「この上ない喜び」の感情を強く残し続けていたはずである、とさきに述べたが、通直も、前回の「この上ない敗北」の感情を改めて思いおこしていたに違いないのである。そして、そのように彼ら二人の当日の感情の有り様を推測する時、匡衡が今回作成の七律の尾聯に、「士林今日多_三歡樂、攀_三翫_三榮花_一聽_三風琴_一。」と詠じ、通直が同じくその尾聯に、「為_三吾_三未_三有_三陽和_一徳、鬢雪甚寒任_三陸沈_一。」と吟じていることの理由がはじめて納得されてくるように思う。匡衡が樂觀的・現状肯定的に、そして「お上のおぼし召し」に対する感謝の念をこめて詠じているのに対して、通直は悲観的・現状否定的に、そして「お上のおぼし召し」のないことを嘆く気持を吟じている。その両者の詠じ方がはっきりと対照的なのであるが、これは、当日の匡衡と通直との置かれていた立場を直接的に反映しているように思う。

とくに注意しなければならないのは、その通直の嘆きが、単に、彼が個人的に「不遇」な状態に置かれていることを悲しんでいるだけではないということなのである。もう一方で、大江家における「朝綱流」が「不遇」な状態にあることを悲しんでいるのだということがある。彼の嘆きは、個人的な悲しみであるとともに、

「朝綱流」の悲しみでもあるということなのである(勿論、それは、匡衡の喜びが個人的なものであるとともに、「維時流」のそれでもあったことと揆を一にするのであるが)。それ故、本詩(上の10)の尾聯中に見られる作者・通直の悲しみの深さを理解するには、彼の個人的な生涯を知るだけではなく、「朝綱流」の人間としての当時の彼の立場をも知らなければならないだろう。そして、そのためには、彼のライバルであった匡衡の個人的な生涯と、「維時流」の人間としての当時の匡衡の立場とを対比させて考える必要があるだろうと思う。なかならず、本詩と時を同じくして作成された匡衡の同題詩の、その尾聯に認められる喜びの大きさと対比させて考えなければならないだろうと思う。

ところで、本詩の領聯「生涯被_三養飄_三林色、行路不_三貧出_三谷音_一。」が、「泥之草再新」に採用されている。対句としての見事さの故であろうが、やはり注目してよいであろう。なんとすれば、同上書に採用されている同題詩の対句が、本詩の領聯以外に見えないからである。すでに言及したように、現存の同題詩としては、「本朝麗藻」〈巻上〉所載の三首(齊信・公任・通直の作品)と「江吏部集」〈巻下〉中の一首(匡衡の作品)と「行成詩稿」中の一聯(行成の作品)が見えるだけであるが、それでも、少なくとも都合五人の作品は残っていることになるわけである。たとえその少ない中からであっても、通直の作品(本詩)からのみ選ばれているということは、本詩の客観的評価の一つとして注目されてよいだろう。

(上の11) [※]七言。暮春侍_三宴左丞相東三条第_一、[※]同賦_三渡_三水落花舞_一、

應製詩一首。へ以輕為韻。并序。へ

江匡衡

洛城有二形勝、世謂之東三條。本是大相國之甲第、伝為左丞相之花亭。聖上不忘旧里、再備天臨。始廻翠華、一日礼外祖於當時、今准紫禁、二年移朝議於此地。爰泉石增美、雲采四陳、簾帷添華、庭實千品。整伶倫於龍舟、自調春波之妙曲、折墨客於鳳筆、皆望夜月之明文矣。蓋当曲水之翼日、翫艷陽之風光也。觀夫落花不閑、度水自舞。遮沙風而宛轉、廻雪之袖暗翫。過巖泉而婆娑、落霞之琴遠和。至夫赴節之度無定樣、應声之体有嬌粧、問根源於岸口。若出自梨園、出自杏園、任進退於波心。亦不知趙女、不知漢女者歟。夫勝地伝名以雖交美、帝后未必生一家之光耀。賢相輔主以雖世榮、父子未必致三万乘之臨幸。於戲、千載一遇、不光古乎。昔漢高祖之過沛中、賞父老以擊筑、唐太宗之宴池上、率貴臣而獻詩而已。臣謬當其仁、粗記盛事、云爾。謹序。君臣宴樂歡游好、落葉乱葩度水輕。霜葉冬題陪地下、風花春宴近皇明。醉歌得趁桃源路、踏舞欲看李部榮。翰墨寄身頭已白、鶯兒未長動心情。へ

「本朝麗藻」全注釈

江匡衡

洛城に一形勝有りて、世に之(これ)を東三條と謂ふ。本(もと)は是れ大相國の甲第にして、伝へられて左丞相の花亭と爲る。聖上は旧里なるを忘れず、再び天臨を備ふ。始めは翠華を廻らして、一日外祖に當時に礼し、今は紫禁に准じて、二年朝議を此の地に移す。爰(ここ)に泉石は増すます美しく、雲采は四(よも)に陳(つら)なる。簾帷は華を添へ、庭實は千品なり。伶倫を龍舟に整へれば、自(おのづか)ら春波の妙曲を調へ、墨客を鳳筆に折へば、皆(みな)夜月の明文を望(みが)く。蓋(けた)し曲水の翼日に当たりにて、艷陽の風光を翫(もてあそ)ぶなり。觀るに夫れ落花は閑(しづか)ならずして、水を度(わた)りて自ら舞ふ。沙風に遮(さへぎ)られて宛轉たること、廻雪の袖の暗(ひそか)に翫(ひるがへ)るがごとし。巖泉を過ぎて婆娑(ぼさ)たること、落霞の琴の遠く和するがごとし。夫(か)の節に赴くの度に定樣無く、声に應ずるの体に嬌粧有るに至りては、根源を岸口に問ふ。若(も)し梨園より出で、杏園より出づれば、進退を波心に任(は)しいままにす。亦(また)趙女なるを知らず、漢女なるを知らざる者か。夫れ勝地は名を伝へて以て美を交(くら)ぶると雖も、帝后もて未だ必ずしも一家の光耀を生(な)さず。賢相は主を輔(たす)けて以て榮を世(よ)とすると雖も、父子もて未だ必ずしも万乘の臨幸を致さず。於戲(ああ)、千載一遇にして、古(いにしへ)に光(かがや)かざらんや。昔(むかし)漢の高祖の沛中を過(よぎ)るや、父老を賞して以て筑を撃ち、唐の太宗の池上に宴するや、貴臣を率(ひき)ゐて詩を献せしめしのみ。臣は謬りて其の仁(にん)に当たれば、粗(は)ば盛事を記して、爾(しか)云

ふ。謹みて序す。

君臣の宴楽（えんらく） 飲游の好（よしみ）に、落葉も乱葩も水を度（わた）りて軽し。霜葉の冬題には地下（じげ）に陪せしに、風花の春宴には皇明に近し。醉歌して趁（おもむ）くを得たり桃源の路（みち）、踏舞して看んと欲す李部の榮（はまれ）。翰墨に身を寄せて頭は已（すで）に白きに、鶯兒の未だ長ぜざれば心情動く。

〔詩は原（もと）脱す。今は家集に抛りて補ふ。〕

〔通釈〕七言（律詩）。春三月に左大臣（藤原道長）の東三条邸の宴に伺候し、同じく「水を渡りて落花舞う」の題で詩を作り、詔に応じた詩一首。〔「輕」字を韻字とする。併せて序文を付す。〕

大江匡衡

左京に一つの景勝の地があり、世間ではそれを東三条邸と呼んでいる。この邸宅は、もともと太政大臣兼家公の本邸であったのだが、のちに左大臣道長公の伝領するところとなり花見の名所（別邸）となったのである。聖上（一条天皇）は、この邸宅でご誕生になったことをお忘れにならず、二度までもこの地に行幸されることとなった。一度目は、御駕をわざわざめぐらしてお出かけになり、その日（永延元年十月十四日）、当時の外祖父（兼家）に天皇即位のご挨拶をなさり、二度目のこのたびは、里内裏として、およそ二年間（寛弘二年十一月二十七日から同三年三月四日の今日まで）というもの、この地に朝廷の会議の場を移されたのであった。

さて、（今日の宴席を見わたせば）その山水の景色はいよいよ美しく、そのにぎやかな音楽はあたりに響きわたっている。聖上・后妃（中宮彰子）のご臨席を仰いで、その雰囲気はいやが上にも華や

かであり、庭一杯に陳列された貢ぎ物も数知れないほどである（多数の臣下も参列している）。竜頭の船上に整列した樂人たちは、もとより、かの「春波」のごときすぐれた音曲をかなで、詩才によって扱びぬかれた文人たちは、すべて、かの「夜月」のごとき立派で明かな詩を競って作る。

そもそも、（三月四日の今日という日は）曲水の賀宴の翌日にあたり、晚春の風景を心ゆくまで楽しむべき日時なのである。さて、（今、その風景に目をやれば）落花は散り急ぎ、その花ビラはひらひらと舞いながら水面をひとりでに渡っていく。（最初）水辺の風にその行く手をさえぎられてめぐりめぐって舞っているその様子は、まるで袖にひるがえる雪が軽やかに舞いを舞っているかのようにも見える。（次に、わずかに前方にすすみ）急流の岩清水のところまで来てもなおおふわりふわりと舞い続けているその様子は、まるで遠くから聞こえてくる「落霞」のごとき名琴の伴奏に調子を合わせているかのようにも見える。

その、（花ビラが）首節に合わせて舞うみごとな様子には一定のきまりというものがなく（千変万化で）、音声にに応じて舞うそのすぐれた姿態にはなまめかしささえも感じられるので、（思わずに）それらの踊り子（花ビラ）の出身地（出どころ）を岸辺に尋ねてみたくなってしまう（その花ビラの舞い出るもとを見きわめようとする）。もしも、彼女たちが梨園の出身であり（それが梨の花ビラであり）、杏園の出身であれば（それが杏の花ビラであれば）、（なるほどとばかり）彼女たち（その花ビラ）の立居振舞（その優美な舞い姿）を波の上にあくことなく眺めては大いに満足するのである。

(勿論) どちらが趙国の美女であり、どちらが漢地の美女であるかは分からないけれども(梨の花ピラと否の花ピラの区別が判然としないままに、相方の美しさに酔いしれて、どちらでもよくなつてしまう)。

古来、景勝の地というものは数多くあり、それぞれにその名声とその美しさを競いあつてはいるが、これまで、帝王のご誕生の地・皇后のご成長の場ということで、その榮譽を一人占めにするような邸宅がほかにあつたであろうか(この東三条邸以外にはない)。
また、すぐれた大臣というものは数多くいて、それぞれにその主君を輔佐して世上の榮光を手にはいるが、これまで、父子(兼家と道長)二代にわたつて同じ帝王の行幸を同じ場所にかたじけなくした大臣がほかにあつたであろうか(この邸宅のご主人・左大臣道長公以外にはない)。

ああ、(今日の宴席は)千年に一度あるかないかの、まことに有り難い盛大な催しであり、古今未曾有の出来ごとと言えるだろう。(もし、強いて過去にその類似の例を求めるならば)昔、前漢の高祖(劉邦)が郷里の沛県に立ち寄つた時、その地の有徳の老人を尊んで自分から筵を打ち鳴らした例、また、大唐の太宗(李世民)が池のほとりに宴を張つた時、引き連れていた身分の高い臣下にそれぞれ詩を献上させた例が挙げられるだけであろう。

微臣(わたくし)は、誤つてこのような(序文作成の)大任を果たすことになつてしまいましたので、ほんの少しばかりですが、今日の盛会のことを書き述べてみました。以上、謹んで序文を奉ります。

君臣の楽しい酒宴・喜びをつくしたその集いには、散り落ちる葉

も乱れ飛ぶ花も軽々と水面を渡っていく。(あの、かつての)「紅葉」を詩題にした冬の宴においては地下の身分でその席に列なつておりましたのに、(今日の)「落花」を詩題にした春の宴においては恐れ多くも聖上に近侍することとなつてしまった(序者と講師の大任を果たすために)。酒に酔つて詩歌を口ずさんでは思わず桃源郷の道を進んでいるような気分になり、嬉しさのあまりに足をふみならして舞いをまつては自然と華やかな式部省の役人たちのいる方へ(わが子息の挙周の姿をさがし求めて)目がいってしまう。(父であるわたくしが)文筆のことをなりわいとしてもはや白髪の老人となつてしまったというのに、鶯のひな(わが子息の挙周)はいまだに十分に成長しきれずに心配をかけ続けております(それで、ついついそちらの方に目がいつてしまうのです)。

〈詩の方は原本には脱漏して見えない。今のところ、『江吏部集』によつて補つて付けた。〉

〔校異〕○七言—江(新校群書類従本「江吏部集」。以下同じ)と粹(「本朝文粹註釈」本。以下同じ)とは、なし。○同一底は、判読不能につき、類新以下に従う。○渡—類新全は、「度」に作る。○詩—江粹は、なし。○一首—粹は、なし。○以輕為韻—粹は、なし。なお、底は、「々輕々」に作る。類新以下に従う。○并序—粹は、なし。○勝—江は、この下に「也」字あり。○本—粹は、「流布本作」東。今拠二本、及本朝麗藻・江吏部集「訂之。」と注す。○大相國—江は、「大相國」に作る。なお、類新全には、「兼家」の傍注あり。○第一—江は、この下に「也」字あり。○華—江粹は、「花」に作る。

○議—**江** **粹**は、「儀」に作る。○添華—**江**は、「加花」に作る。○実—**底**は、判読不能につき、**類** **新**以下に従う。○整—**江**は、「慙」に作り、右横に「イ整」と傍書す。○倫—**底**は、判読不能につき、**類** **新**以下に従う。○撮—**粹**は、「人」に作る。○調—**新**は、「謂」に作る。○折—**粹**は、「文粹作擢。今拠本朝麗藻及江吏部集。」と注す。○鳳—**底**は、判読不能につき、**類** **新**以下に従う。○皆—**底**は、判読不能につき、**類** **新**以下に従う。○聲—**底**は、「管」に作り、右横に「聲」と傍書す。○矣—**類**は、右横に、「イ无」と傍書す。**江** **粹**には、なし。○翼—**類** **新**以下は、「翌」に作る。○度—**江**は、「渡」に作る。○宛—**類**は、右横に、「婉」と傍書す。**江** **粹**は、「婉」に作る。○暗—**底**は、右横下に、「空」と傍書す。**類**は、右横に、「空イ」と傍書す。○翻—**底**は、判読不能。ただし、その右横下に、「翻」(?)と傍書す。**類** **粹**は、「翻」に作る。**全** **江**は、「翻」に作る。**新**は、「翻」に作る。○婆娑—**江**は、「娑婆」に作る。○至—**江**は、この下に「如」字あり。**底**は、右横に、「ハ」の送りがなを付す。○夫—**底**は、右横に、「カノ」の傍訓あり。○赴—**類**は、右横に、「起イ」と傍書す。**新** **全**は、右横に、「起・家集」と傍書す。**江**は、「起」に作る。**粹**は、「流布本作」起。今拠本朝麗藻訂之。」と注す。○梨—**類**は、右横に、「杏イ」と傍書す。**江** **粹**は、「杏」に作る。○出—**江**は、この上に「若」字あり。**粹**は、「流布本出字上有若字。今拠本朝麗藻削之。」と注す。○杏—**類**は、右横に、「梨イ」と傍書す。**江** **粹**は、「梨」に作る。○進退—**底**は、判読不能につき、

類 **新**以下に従う。○亦—**粹**は、「流布本無亦字。今拠本朝麗藻・江吏部集補之。」と注す。○歎—**粹**は、「乎」に作る。○名—**底**は、判読不能につき、**類** **新**以下に従う。○生—**粹**は、「流布本作」致。今拠本朝麗藻及江吏部集、訂之。」と注す。○耀—**類** **新** **全** **江**は、「輝」に作る。○父—**粹**は、「流布本作」文。非。」と注す。○太—**新** **全**は、「大」に作る。○而—**江** **粹**は、「以」に作る。○粗—**底**は、右横下に、「聊」と傍書す。**粹**は、「聊」に作る。○云爾—**底**は、判読不能につき、**類** **新**以下に従う。○謹序—**底**は、判読不能につき、**類** **新**以下に従う。なお、**粹**は、「序」の部分に、「流布本作」対。今拠本朝麗藻・江吏部集等改之。」と注す。○君臣—**底**は、以下の詩の部分に欠く。今、**類** **新** **全** **江**に従う。○游—**江**は、「遊」に作る。○趁—**類** **江**は、「趁」に作る。○詩原—**類** **新** **全**は、ともに、これ以下の一文を付す。

〔語釈〕

○七言 毎句がみな七言の詩。当日の作文会で作られた詩の型が七言詩であったということ。なお、詩序の後に載せられている各詩を見ると、それが近体七言律詩であることがわかる。

○暮春 陰曆三月をいう。莫春・晩春・季春とも。その用例としては、「莫春ニハ、春服既ニ成ル。」(莫春者、春服既成。)へ「論語」

「先進」篇や、「暮春十四日ニハ、競射ノ用意成ル。」(暮春十四日、競射用意成。)へ「本朝文粹」村上御製「觀射寄左親衛將軍」などの一文が見える。

なお、本文の「暮春」とは、「御嘗闕白記」以下の記事によると、

寛弘三年（一〇〇六）三月のことで、その月の四日に「花宴」が行なわれている。例えば、『日本紀略』〈寛弘三年三月四日条〉にも、「天皇（一条天皇）ハ東三条ヨリ一条院ニ遷御ス。中宮（彰子）モ同ジク行啓ス。是ノ日ヤ、天皇ハ先ニ東三条殿ニ於イテ花宴ヲ命ズ。題シテ云フ、水ヲ度リテ落花舞フ、ト。」（天皇自東三条遷御一条院。中宮同行啓。是日也。天皇先於東三条殿命花宴。題云、度水落花舞。）という記事が見えるが、まさしく、その時の「花宴」は「暮春」に開催されたものであったのである。

○侍宴 ここは、「花宴」に近侍することの意。前項で見たように、『日本紀略』の記事によると、寛弘三年三月四日に、一条天皇の命令によって、「花宴」が左大臣道長の東三条邸で開催された。その「花宴」に近侍したことを指す。なお、『権記』〈同年同月同日条〉にも、「参内。行幸也。其前有花宴。題、度水落花舞。権中納言（藤原忠輔）所送也。」とあり、当日の宴会が「花宴」のそれであったと言っている。

「花宴」は、花の宴。季節の花を觀賞しながら催す酒宴のこと。特に、春の観桜の酒宴をいう。花見の宴。『類聚国史』〈卷三十二「天皇遊宴」〉には、「弘仁三年（八一二）二月辛丑、幸神泉苑、覽花樹、命文人賦詩。賜綿有差。花宴之節、始於此矣。」という記事が見え、わが国の「花宴」は、嵯峨天皇の弘仁三年二月の時にはじまったとする。それは、もともと「二月」に行なわれる年中行事の一つであり（日付は不定）、花をめでて酒宴を開き、文人に命じて詩を作らせるものであった。本文の「花宴」の場合には、三月四日に開かれており、時期的には少しく遅れているが、こ

れは、さきに「日本紀略」や「権記」に見た通り、当日、それまで里内裏となっていた東三条邸から、天皇と中宮とが一条院に移されることになっていて、その前に臨時的に行なわれることになったためであろう。

「侍宴」の用例としては、「是ニ於イテ闕シテ出ダシ、後ニ復タ宴ニ侍スルヲ得ザラシム。」（於是遣闕出、後不得復侍宴。）〈前漢書〉卷九十三「倭幸」伝や、「十八登科シテ初メテ宴ニ侍シ、今年独リ対ス海辺ノ雲。」（十八登科初侍宴、今年独对海辺雲。）〈菅家文章〉卷三「重陽日府衙小飲」などの一文が見える。

○左丞相 左大臣の唐名。「拾芥抄」〈卷中「官位唐名部」〉には、左大臣の唐名には、左丞相・左僕射・左府・左相府・左相国という呼称がある、とする。

本文の「左丞相」は、具体的には藤原道長のことを指す。寛弘三年当時の道長は、左大臣（内覧）正二位で四十一歳へ「公卿補任」。

○東三条第 当時の左大臣道長の邸宅の一つ。「拾芥抄」〈卷中「諸名所部」〉には、「一条院誕生所、或重明親王家、云々。二条南、町西、南北二町。忠仁公家。貞信公・大入道殿伝領。……」とあり、その位置は、左京のうちの、二条大路の南で町尻小路の西、その広さは、東西一町・南北二町であったという。また、本文とも直接に関係があるが、ここでも、この東三条邸が一条天皇の出生の地であったともいっている。さらに、かつては重明親王（醍醐天皇第四皇子）の邸宅となったこともあるが、もとは忠仁公良房の邸宅

で、それが、後の貞信公忠平・大入道殿兼家とそれぞれ伝領されたのだともいっている。

なかでも、その大入道殿兼家は、別に東三条殿と呼称されるように、この東三条邸を本邸として使用した。例えば、『日本紀略』へ永観二年（九八四）三月十五日条に、「午刻、右大臣（兼家）家東三条院焼亡。」とあるように、東三条邸が火災で焼亡してしまうということがあったが、当時の家主の右大臣兼家は、さっそく再建にとりかかっている。その完成は、永延元年（九八七）七月二十一日のことであつたらしく、この日に、摂政兼家は新造の東三条邸に居を移している。『日本紀略』へ同日条には、「摂政始移、徒新造東三条第。^{焼亡之後}有饗三日宴・管絃之事。」とあり、盛大な祝宴が催されている。また、同年八月二十日には、皇太后宮（詮子）が内裏からその新造の東三条邸の南院へ移り、翌月の二十日まで一ヶ月間そこにとどまっている（同上書）。

兼家二女・詮子（東三条院）からすれば、東三条邸は自分の実家であり、思い出の深い場所であつた。なによりも、そこで、天元三年（九八〇）六月一日に一条天皇を生んでいる。「大鏡」へ巻上「一条院」には、「次の帝、一条院天皇と申しき。これ、円融院の第一の皇子なり。御母、皇后宮詮子と申しき。これ、太政大臣兼家のおとこの第二の御女なり。この帝、天元三年庚辰六月一日、兼家のおとこの東三院の家にて生れさせたまふ。」とあり、また、「栄花物語」へ巻二「花山たづぬる中納言」にも、「その月をたてて六月一日寅の時に、えもいはぬ男御子平かにいささか悩ませ給ふ程もなく生れさせ給へり。……東三条の御門のわたりには、年来

だにたはやすく人渡らざりつるに、院（冷泉院）の宮達の三所おはしますだにおろかならぬ殿の内を、まいて今上（円融院）一の宮（懷仁親王・のちの一条天皇）のおはしませば、いとことわりにて、いづれの人もよろづに参り騒ぐ。」とあり、その当時の東三条邸のおめでたい様子に言及している。

その後も、例えば、思いがけず、天元五年（九八二）三月十一日には、頼忠女・遵子の立后のことがあり、その時にも、悲しみにくられてたびたび、女御の詮子は東三条邸に里帰りしている。「この大納言殿（公任）、無心のこと一度そのたまへるや。御妹の四条の宮（遵子）の后にたちたまひて、初めて入内したまふに、洞院のぼりにおはしませば、東三条の前をわたらせたまふに、大入道殿（兼家）も、故女院（詮子）も胸痛く思し召しけるに、按察大納言は后の御せうとにて、御心地のよく思されけるままに、御馬をひかへて、「この女御は、いつか后にはたちたまふらむ」と、うち見入れてのたまへりけるを、殿をはじめたてまつりて、その御族やすからず思しけれど、男宮（懷仁親王・のちの一条天皇）おはしませば、たけくぞ。」へ「大鏡」巻上「頼忠」伝とあるように、公任の放言を耳にすることになったのも、まきれもなく東三条邸においてであつた。

勿論、そうした詮子の思い出の場所としての東三条邸は、実際には、永観二年三月十五日の火災で焼亡してしまつたわけであるが、そのなつかしい思い出の故に、永延元年七月二十一日に完成した新造の東三条邸に対しても、彼女は、実家であること以上に、特別の愛着心をいだかないではいられなかつたことだろうと思う。新邸の

完成直後、八月二十日から翌月の二十日までの、まる一個月の長期滞在を決意させたのも、そうした彼女の愛着心の強さのせいではなかつたかと思える。

東三条邸についての、祖父・兼家と母・詮子との思い出ばなしを、恐らく、幼くして耳にしていたであろう一条天皇（寛和二年〔九八六〕七月二十二日即位。七歳）、その一条天皇にとっても、東三条邸は特別な場所であつたに違いない。そこは、祖父の本邸なのであり、母の実家なのである。そして、そこは、なによりも、自分の誕生した場所なのであつた。たとえ、それが新造の東三条邸であつたとしても、天皇にとっては、特別な場所であることには変わりなかつたはずである。

一条天皇が即位した年の、その翌年に新造の東三条邸は完成したことになる。母の詮子が完成直後に長期滞在したことはすでに述べたが、その母が一個月ぶりに内裏にもどつたのが（永延元年）九月二十日のことであつた。それから、さらに一個月もたないうちに、今度は、一条天皇（八歳）の行幸が実現する。十月十一日のことであつた。祖父と母と、そして天皇自身の強い要望があつたからであろう。とくに、その行幸が母の長期滞在のすぐ後に実現していることに、注意する必要があるだろう。

『日本紀略』〈永延元年十月十一日条〉には、「天皇ハ撰政（兼家）ノ東三条第三行幸シ、命ジテ詩宴ヲ行ハシム。題ニ云フ、葉ハ飛ビテ水面ハ紅ナリ、ト。又タ擬文章生ヲ召シテ、試ヲ奉ジ詩ヲ賦セシム。題ニ云フ、池岸ノ菊ハ猶ホ鮮カナリ、ト。又タ音楽ヲ奏セシム。……」（天皇行幸撰政東三条第一、命行詩宴。題云、葉飛

水面紅。又召擬文章生、奉試賦詩。題云、池岸菊猶鮮。又奏音楽。……）とあり、当日の行幸において、詩宴が催され、なかつ、擬文章生試も行なわれたという。

ところで、当日の詩宴で詠じられた大江匡衡の七律が『江吏部集』〈巻下「初冬陪行幸撰政第一、同賦葉飛水面紅、応製。」〉に見え、その頸聯には、「筑ヲ撃チテ復タ歌フ豊沛ノ月、興ヲ廻ラシテ重ネテ問フ涓陽ノ風。」（撃筑復歌豊沛月、廻興重問涓陽風。）とある。匡衡は、このたびの一条天皇の東三条邸への行幸を、前漢の高祖が故郷の豊沛に立ち寄つて酒宴を催し、自分から筑を打つて楽しんだ故事に匹敵するほどの有り難い出来ごとなのだといひ、それは、孫（天皇）の、母方の祖父（兼家）に対する強い情愛の念（涓陽の情）によつて実現されたものなのだといっている。まさしく、当日の東三条邸への行幸は、そこが、祖父・母・天皇にとつての思い出の深い場所であつたが故に行なわれたのであつた。

〈一九八八・八・五、未完〉